

指導監査等の実施結果一覧(北海道所管法人分)

(監査担当部局課名:地域福祉課)

所管	法人名	所在市町村	法人監査の実施状況				改善状況
			監査種類	実施日	文書指導の有無	文書指導の要旨	
道本庁	ノテ福祉会	札幌市	一般	R4.11.21	有	評議員選任・解任委員会により選任(重任)されていない評議員がいることから、定款で定められた正規の手続きにより選任すること	改善済
	水の会	札幌市	一般	R4.1.14	有	監事1名と理事が同一法人の役員であり、当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超えるため、監事に役員と特殊の関係にあるものが含まれることから、是正すること。	改善済
	幌北学園	札幌市	一般	R3.11.5	無		
	大和まほろば福祉会	札幌市	一般	R4.1.18	有	評議員会の議事録の必要事項のうち、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がないことが確認されたので、是正すること。	改善済
	勇志会	札幌市	一般	R4.9.12	有	評議員会の決議の省略には、評議員全員の同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録が必要とされているところ、一部評議員の同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録が確認できなかった事例があるため、是正すること。	改善済
						評議員会の決議の省略をした場合であっても、評議員会議事録を作成する必要があるところ、令和4年6月30日に決議が省略された評議員会において、評議員会議事録の作成がなされていなかったことから、是正すること。	改善済
						作成された計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に対する監事監査において、理事の職務の執行状況及び計算書類に関する全般的な監査を実施する必要があるとされているところ、事業報告及び附属明細書に対する監査が実施されていなかった。また、監事監査報告について、必要記載事項が記載されていないことから、是正すること。	改善済
						理事会の決議の省略には、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録が必要とされているところ、一部監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録が確認できなかった事例があるため、是正すること。	改善済
						定款において、役員は無報酬とされているにもかかわらず、計算書類上に報酬が支出されたことが確認された。法人において当該報酬が役員に対する報酬であるのか、法人本部職員に対する給与として支給しているものか不明確であることから、支給目的を明確にするとともに、必要に応じ定款、給与規定等の各改正を行うこと。	改善済
						定款に未掲載の事業を実施しているにもかかわらず、所轄庁に対する定款変更認可申請に大幅な遅延が見られたことから、理事会において原因追求及び再発防止を図ること。	改善済
	追分あけぼの会	安平町	一般	R5.10.23	無		
	北海道光生舎	赤平市	一般	R5.10.2	無		
	長沼陽風会	長沼町	一般	R3.10.22	有	理事及び監事の報酬等について、定款第21条の規定により評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができることとされているが、その総額を定める評議員会の決議が行われていないので、是正すること。	改善済
	栗山ゆりの会	栗山町	一般	R5.8.17	無		
	雪の聖母園	月形町	一般	R5.9.11	無		
	藤の園	月形町	一般	R3.12.3	有	1 定款の変更手続きについて 次に掲げる定款の変更手続きについて、社会福祉法第45条の36第2項の規定による所轄庁の認可を受けなければならないが、今回指導監査現在(令和3年12月3日実施)まで所要の手続きが行われていないので、速やかに定款変更の認可申請手続きを行うこと。 (1) 前回指導監査(平成30年9月27日実施)の口頭指摘事項を是正するため、令和元年度第1回(令和元年6月14日開催)評議員会において、議案第2号で評議員の報酬の総額を定める定款変更案を審議し、その決議が成立した定款の変更手続き (2) 令和2年3月19日に理事長が評議員会の目的事項として提案した議案第2号による事業区分に「公益事業」を定める定款変更案について、議決に加わることができる評議員の全員の書面による同意の意思表示により、同月23日付け当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされた定款の変更手続き	改善見込み
千歳洋翔会	千歳市	一般	R3.11.16	無			
いちはつの会	恵庭市	一般	R4.11.29	有	法人が行っている収益事業について、会計の事業区分に収益事業がなく、社会福祉事業の区分に計上していることが確認されたので、適正な事業区分を設けること。	改善済	
北海道リハビリ	北広島市	一般	R4.11.14	無			
えぼっく	北広島市	一般	R4.9.28	無			
パートナー	石狩市	一般	R5.9.14	無			
はるにれの里	石狩市	一般	R4.9.26	無			
石狩友愛福祉会	石狩市	一般	R4.2.21	無			

生振の里	石狩市	一般	R3.11.30	有	理事及び監事の報酬等について、定款第21条の規定により評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができることとされているが、その総額を定める評議員会の決議が行われていないので、是正すること。	改善済
ゆうゆう	当別町	一般	R4.10.4	有	定款に定めている公益事業「介護保険法に基づく地域支援事業を市町村から受託して実施する事業」が実施されていないことから、実態に沿うよう定款を是正すること。	改善済
高陽福祉会	当別町	一般	R4.1.13	無		
ノマド福祉会	小樽市	一般	R4.9.21	無		
小樽高島福祉会	小樽市	一般	R5.9.19	無		
徳美会	寿都町	一般	R4.12.12	無		
せらび	苫小牧市	一般	R4.8.22	有	評議員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使をすることができないが、令和2年(2020年)6月24日及び令和3年(2021年)6月19日に評議員会の決議があったものとみなされたものについて、評議員から提出された書面について、同意書ではなく、書面決議の意思表示となっており、書面での議決権の行使となっているため、是正すること	改善済
					理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、定款において決議の省略の定めがある場合には、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされるが、令和2年(2020年)7月9日に決議があったものとみなされた理事会の理事から提出された書面について、書面決議の意思表示となっており、書面での議決権の行使となっているため是正すること。	改善済
幸清会	洞爺湖町	一般	R4.10.22	無		
函館カトリック社会福祉協会	函館市	一般	R4.11.7	無		
函館厚生院	函館市	一般	R3.12.15	無		
函館共愛会	函館市	一般	R3.12.17	無		
函館杉の子園	函館市	一般	R5.11.15, R5.11.16	有	評議員会の日時、場所及び議案の概要が、毎回、理事会の決議により定められていないことが認められたため、今後は是正すること。	改善済
つぐみ園	函館市	一般	R4.11.8	無		
純心福祉会	函館市	一般	R3.11.24	無		
七和会	七飯町	一般	R3.3.16	有	定款に記載されている内容と実態が一致していないことから、是正すること。また、定款の変更については、所定の手続きを経た後、所轄庁の認可を受けて行わなければならないが、この手続きを経していないものがあることから、速やかに是正し、今後はこのようなことがないようにすること。	改善見込み
					国又は地方公共団体以外の者から借用している社会福祉事業の用に供する不動産について、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定、かつ、登記がなされていないことから、引き続き交渉する等して、是正すること。	改善見込み
					該当する事由があるにもかかわらず、「国庫補助金等特別積立金明細書」及び「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」が作成されていないことから是正すること。また、計算書類と附属明細書の額が一致していないことから、是正すること。	改善済
					注記における、「法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」及び「基本財産の増減の内容及び金額」の内容に誤りがあったため、是正すること。	改善済
					予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がある場合、補正予算を編成する必要があるが、補正予算が編成されていなかったため、是正すること。	改善済
雄心会	北斗市	一般	R4.12.13	無		
ひのき会	江差町	一般	R5.8.21	無		
あすなろ福祉会	江差町	一般	R5.8.22	無		
新生会	旭川市	一般	R4.12.5	無		
旭川福祉事業会	旭川市	一般	R4.12.6	無		
北海道療育園	旭川市	一般	R3.11.11	無		
湯らん福祉会	旭川市	一般	R5.9.25	有	定款第1条の(2)の(ウ)に記載の「老人居宅介護等事業の経営」について、現在実施していない事業のため、定款上から削除すること。	改善済
					定款上、公益事業に特定施設入居者生活介護が記載されていないが、実施されている実態が確認されたため、定款の公益事業に追加すること。	改善済
東旭川宏生会	旭川市	一般	R3.11.12	無		

孝仁会	釧路市	一般	R4.10.18 R4.10.19	無		
寿光会	旭川市	一般	R5.9.29	無		
日本介護事業団	奈井江町	一般	R5.1.16	無		
みらい	札幌市	一般	R4.10.17	有	経理規定に定める統括責任者が任命されておらず、経理規定に定める手続きが行われていないことが確認されたので、任命を行うこと。	改善済
					多額の借財について理事会での議決が確認できなかったことから、直ちに、借入の目的と理由、帰属する拠点区分を明らかにし、償還計画を含めた事業計画等の借入の適否について、理事会において審議すること。	改善済
					多額の借財に係る予算の補正が行われていないことが確認されたので、年度途中で、予算とその執行に軽微とは言えない乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。	改善済
立栄会	八雲町	一般	R5.10.10	有	会計基準第29条第4項「計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第16号に掲げる事項を注記しなければならない」とされているが、拠点区分ごとの注記が作成されていないため、是正すること。	改善済
あいの杜	北見市	一般	R05.11.28 ~R05.11.29	無		